

# 一般社団法人次世代ロボットエンジニア支援機構 個人サポーター(個人賛助会員)規程

(目的)

第1条 一般社団法人 次世代ロボットエンジニア支援機構 Scramble(以下「本機構」とする)は、Scramble個人サポーター(以下、個人賛助会員とする)の入会に関し、以下の通り個人賛助会員規程(以下「本規程」とする)を定める。

(本規程の変更等)

第2条 本機構は、必要と判断した際に、個人賛助会員の承諾なしに本規程の変更ができるものとする。本規程の変更は、オンラインまたは本機構が別途定める方法で随時個人賛助会員に公表する。変更後の本規程は、本機構が公表した時点から効力を生じるものとする。

(個人賛助会員)

第3条 個人賛助会員になろうとする者は、本機構が実施する事業を支援するため、本機構が指定する手続きに基づき、入会を申し込むものとする。

2 本規程における個人賛助会員とは、前項に従い入会申し込みを行い、別に定める年会費を納入し、本機構が入会を承認した者とする。

3 個人賛助会員は、本機構が入会を承認した時点で、本規程の内容に同意したものとみなされる。

4 入会を承認された場合、個人賛助会員番号を発行する。入会したことにより得られる個人賛助会員特典は、本機構より別途通知するものとする。

5 個人賛助会員は、本機構が本サポーターズクラブのサービスを提供するために必要な範囲において、登録情報を取得し利用することに同意するものとする。

(個人賛助会員期間)

第4条 個人賛助会員資格の有効期間については、11月から10月までの年度制とする。ただし、入会開始日は本機構が入会を承認した日とする。

2 入会募集時期は随時とする。年度の途中で入会する場合も、その年度分の会費を全額納入する必要がある。ただし、季節性、定期性を有するイベント等に関する特典について、入会の期日により第3条第4項に定める会員特典が受けられない場合がある旨について本機構から連絡があった場合には、個人賛助会員はこれを承諾するものとする。

(個人賛助会員登録の拒否)

第5条 本機構は、個人賛助会員登録を申請した登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、当該登録希望者の会員登録を拒否することができる。本機構は、個人賛助会員登録を拒否した場合、その理由を開示しない。

- (1) 本規程に違反するおそれ、または違反があると本機構が判断した場合
- (2) 本機構に提供された登録情報の全部または一部に虚偽や重大な誤記、記載漏れなどがある場合
- (3) 過去に個人賛助会員規程の違反などで退会処分を受けたことがあるとき
- (4) その他、理由の如何を問わず、本機構が賛助会員登録を適当でないと判断した場合

(登録情報の変更)

第6条 個人賛助会員は、自己の登録情報に変更があった場合、速やかに当該変更事項の連絡をするものとする。本機構は、内容変更の届出があった場合には、当該届出に従って登録内容を変更するものとする。届出がなかったことで、個人賛助会員が何らかの不利益を被った場合、本機構は一切その責任を負わない。

(年会費及び支払方法)

第7条 個人賛助会員は、本機構が別途定め、本ウェブサイトおよびその他の媒体に表示する年会費を、本機構が指定する方法により支払うものとする。

(個人賛助会員資格の更新)

第8条 本機構は、個人賛助会員に、第4条第1項に定める個人賛助会員期間が満了する1ヶ月前に個人賛助会員資格の更新有無を確認する。更新の届出がある場合、個人賛助会員は第7条に定める方法により新たに年会費を支払うものとする。なお、更新の届出が無く、第4条第1項に定める会員期間が満了した場合、当該個人賛助会員に事前に通知を行うことなく退会処分とすることができるものとする。

(損害賠償)

第9条 個人賛助会員は、本サポーターズクラブの利用により本機構または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

(著作権)

第10条 本サポーターズクラブに掲載された情報、写真、その他の著作物は、本機構もしくは著作物の著作者または著作権者に帰属するものとする。個人賛助会員は、本機構の著作物について複製、転用、公衆送信、譲渡、翻案および翻訳などの著作権、商標権などを侵害する行為を行ってはならない。

(禁止事項)

第11条 本サポーターズクラブの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を禁止とする。個人賛助会員の行為が以下の各号のいずれかに該当すると本機構が判断した場合には、事前に通知することなく、当該行為の全部または一部を停止させ、当該違反行為を排除するあらゆる措置を講じることができるものとする。

- (1) 本機構もしくは他者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害する行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- (3) 本機構、本サポーターズクラブのコンテンツ提供者、その他第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 本サポーターズクラブによりアクセス可能な本機構または他者の情報を改ざん、消去する行為
- (5) 個人情報、他の個人賛助会員や第三者に漏洩する行為
- (6) 他人になりすまして本サポーターズクラブを利用する行為
- (7) 法令違反、犯罪、またはそれらにつながる行為あるいは公序良俗に反する行為
- (8) 許可なく本機構の名称を使用する行為
- (9) 個人賛助会員資格の第三者への利用許諾、貸与、譲渡、売買、その他担保に供する行為
- (10) 本サポーターズクラブの運営を妨害しようとする行為

- (11) 本サポーターズクラブの目的に反し、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (12) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿または送信する行為
- (13) その他、理由の如何を問わず本機構が不適切と判断する行為

(本サポーターズクラブの提供の変更・終了等)

第12条 本機構は、個人賛助会員への事前の通知なく、本サポーターズクラブの内容・名称の変更を行うことができるものとする。但し、本サポーターズクラブを終了、内容に変更が生じる場合には、オンラインまたは本機構が別途定める方法で、事前に個人賛助会員へ公表する。なお、本機構は変更等によって個人賛助会員または他者が被った損害について、この個人賛助会員規程で特に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

(本サポーターズクラブの中断または停止)

第13条 本機構は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、個人賛助会員に事前に通知することなく、一時的に本サポーターズクラブを中断または停止することがある。なお、本機構は以下のいずれかの事由により本サポーターズクラブの中断、停止などが発生したとしても、個人賛助会員または他者が被った損害について、この個人賛助会員規程で特に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 地震、津波、疫病などの天災により本サポーターズクラブ等の提供ができなくなった場合
- (2) その他、運用上あるいは本機構の都合により、本サポーターズクラブ等の一時的な中断が必要と判断した場合

(免責)

第14条 本機構は、本サポーターズクラブ等の利用に際して利用者に生じた不利益や損害などに対して、一切の責任を負わないものとする。個人賛助会員が、本サポーターズクラブ等から得る情報などについての一切は、個人賛助会員の責任において判断するものとし、本機構はいかなる保証も行なわないものとする。

(個人賛助会員資格の取消)

第15条 個人賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本機構は、当該個人賛助会員に事前に通知を行うことなく退会処分とすることができるものとする。なお、個人賛助会員資格が取り消されたいかなる場合においても、年会費の返却はされないものとする。

- (1) 第4条第1項に定める会員期間が満了した場合
- (2) 個人賛助会員本人から、退会の申し出があった場合
- (3) 第11条各号の禁止事項のいずれかに該当しまたはその他本規程に違反することが判明した場合
- (4) 本機構に提供された登録情報の全部または一部に虚偽、重要な誤記、記載漏れが判明した場合
- (5) 本機構並びに本サポーターズクラブの運営を妨害した場合
- (6) 反社会的勢力であるか、そうした勢力と関係がある、もしくは過去に関係があった場合
- (7) 法令違反、犯罪もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、または刑

事事件に関与している疑いがあり、本規程を継続することによって本機構の信用が害されるおそれがある場合

(8) その他、本機構が個人賛助会員として不適当と判断した場合

(9) 個人賛助会員が第11条各号、または本条各号のいずれかに該当することで、本機構が損害を被った場合、本機構は除名処分または当該個人賛助会員に被った損害の賠償を請求できるものとする。

(個人情報)

第16条 本会の個人賛助会員登録において収集する個人賛助会員情報は、紛失、窃取等がないよう適切に管理し、収集目的の範囲内でのみ利用できるものとする。

(準拠法)

第17条 本規程の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用される。

## 附則

この規程は、一般社団法人次世代ロボットエンジニア支援機構の設立の登記の日(令和2年5月18日)から施行する。